

# 東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱

(平成21年4月1日板橋区長決定)

改正 平成21年10月14日

改正 平成24年3月30日

改正 平成25年3月21日

改正 平成26年3月12日

改正 平成27年3月13日

改正 平成28年3月11日

改正 平成29年3月22日

改正 平成30年3月2日

改正 平成31年3月1日

改正 令和2年3月19日

改正 令和3年3月17日

## (目的)

第1条 この要綱は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害に備えて、がけ又はよう壁の安全対策のために工事を行うそれらの所有者に対し、当該工事に要する経費の一部を助成することにより、区民の生命及び財産を保護するとともに、災害に強い安全なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) がけ 地表面が水平面に対し角度をなす傾斜地をいう。

(2) よう壁 がけの崩壊を防止するための工作物をいう。

## (助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、がけ又はよう壁の所有者で、次の各号に掲げる者とする。ただし、東京都板橋区長(以下「区長」という。)が特に認められた者については、この限りでない。

- ( 1 ) 法人でない者
- ( 2 ) 区市町村民税及び軽自動車税を滞納していない者
- ( 3 ) 助成の対象となるがけ又はよう壁に本要綱の助成と同種の他の助成を受けていない者

( 助成の対象 )

第 4 条 助成の対象は、区長が改善の必要があると認めた区内にある、がけ又はよう壁で次の各号のいずれかの工事（以下「安全対策工事」という。）を行なう場合とする。ただし、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく宅地建物取引業者が、当該事業のため所有するものを除く。

- ( 1 ) 高さ 2 m を超える既存のがけ（傾斜角が 30 度を超えるもの。以下同じ。）のよう壁の新築工事
- ( 2 ) 高さ 2 m を超える既存のよう壁の築造替え工事
- ( 3 ) 高さ 2 m を超える既存のがけ又はよう壁の補強（区長が安全対策上有効と認める場合に限る。以下同じ。）のための工事
- ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に認める工事

2 前項の規定による助成は、同一敷地について 1 回を限度とする。

3 よう壁の新築工事及び築造替え工事については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）の定める基準に適合した工事を助成の対象とする。

( 助成金の額 )

第 5 条 助成金の額は、第 3 条に規定する助成対象者が施工する安全対策工事のうち、よう壁の新築工事及び築造替え工事の場合は、当該よう壁の存する土地 1 筆につき当該工事費の 5 割（1 万円未満は切り捨て）以内かつ 7 0 0 万円を上限とし、既存のがけ及びよう壁の補強工事の場合は、当該がけ及びよう壁の存する土地 1 筆につき当該工事費の 5 割（1 万円未満は切り捨て）以内かつ 1 0 0 万円を上限とする。

2 各年度の助成金の額の総額は、当該年度の予算で定める額の範囲内とする。

( 事前協議 )

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付申請前に、がけ・よう壁安全対策工事助成協議書（別記第1号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区と安全対策工事の内容等について協議を行うものとする。

（事前協議に対する回答）

第7条 区長は、前条の規定による協議があった場合は、当該協議に係る書類等の審査を行うほか、現地調査等を行い、助成の対象の適否を確認し、前条の協議書により申請者に回答するものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 前条の回答で助成の対象とされた申請者が助成金の交付を受けようとする場合は、がけ・よう壁安全対策工事助成金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- （1）設計図書（構造設計概要書・案内図・平面図・立面図・構造詳細図・その他安全を確認できるもの）
- （2）工事見積書の写し（内訳書を含む。）
- （3）既存のがけ又はよう壁が分かる写真
- （4）予定工程表
- （5）工作物確認済証、宅地造成に関する工事の許可通知書又は開発行為許可書の写し（工作物確認申請、宅地造成に関する工事の許可申請又は開発行為に関する許可申請の必要がないものを除く。）
- （6）最新の所有者が記載されている当該土地の登記簿謄本
- （7）最新の申請者の住所が記載されている住民票
- （8）共有物件にかかる助成の場合は代表者であることを証明する書類
- （9）申請者の区市町村民税の納税を証明する書類
- （10）その他区長が必要と認める書類

（交付決定通知書等）

第9条 区長は、前条の申請があったときには、その内容を速やかに審査し、助成の対象と認めるときは、がけ・よう壁安全対策工事助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、

認めないときは、がけ・よう壁安全対策工事助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

- 2 区長が必要と認めるときは、交付決定の条件として工事中に現場検査等を行い、申請者又は工事施工者から工事に関する報告等を求めることができるものとする。

#### （工事着手）

第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた助成の対象者（以下「交付決定者」という。）は工事に着手したときは、速やかにがけ・よう壁安全対策工事着手届（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1）工事契約書の写し（内訳書を含む。）
- （2）工程表
- （3）その他区長が必要と認める書類

#### （変更交付申請及び安全対策工事取止め願）

第11条 交付決定者が申請内容を変更しようとするときは、がけ・よう壁安全対策工事助成金変更交付申請書（別記第6号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更内容が適当と認めるときは、がけ・よう壁安全対策工事助成金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、認めないときは、がけ・よう壁安全対策工事助成金変更不交付決定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者が当該工事を取止める場合又は助成を辞退するときは、がけ・よう壁安全対策工事取止め願（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の取止め願が提出されたときは、その内容を速やかに確認し、がけ・よう壁安全対策工事助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

#### （工事完了届）

第12条 交付決定者は工事が完了したときは、がけ・よう壁安全対策工事完了届（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1）当該工事に要した経費を支払ったことを証する書類

- ( 2 ) 工事写真
- ( 3 ) 工作物検査済証、宅地造成に関する工事の検査済証又は開発行為に関する工事の検査済証の写し（工作物確認申請、宅地造成に関する工事の許可申請又は開発行為に関する許可申請の必要がないものは除く。）
- ( 4 ) その他区長が必要と認める書類

( 助成金の額の確定 )

第 1 3 条 区長は、前条の届出があったときは、速やかに完了検査を実施し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、がけ・よう壁安全対策工事助成金の額の確定通知書（別記第 1 1 号様式）により当該交付決定者に通知する。

( 助成金の交付請求 )

第 1 4 条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた者は、速やかに、がけ・よう壁安全対策工事助成金交付請求書（別記第 1 2 号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- ( 1 ) 支払金口座振替依頼書
- ( 2 ) その他区長が必要と認める書類

( 決定の取消し )

第 1 5 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、がけ・よう壁安全対策工事助成金交付決定取消通知書（別記第 1 3 号様式）により通知する。

- ( 1 ) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- ( 2 ) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ( 3 ) 工事上の重大な瑕疵が判明したとき。
- ( 4 ) 予定期間内に着手又は完了しないとき。
- ( 5 ) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

( 助成金の返還 )

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、がけ・よう壁安全対策工事助成金返還通知書（別記第14号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成21年10月14日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成24年3月30日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成25年3月30日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成27年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成28年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成29年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成30年3月31日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱の一部改正は、この要綱の施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は令和2年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和3年3月31日から施行する。

# がけ・よう壁安全対策工事助成協議書

年 月 日

相談者	氏名又は会社名		連絡者	
	住所又は所在地		連絡先電話番号	
がけ・よう壁の所有者			住所	
がけ・よう壁の所在地		地名地番：板橋区 住居表示：板橋区		
建物の用途 (がけ・よう壁の敷地内に建物がある場合)		専用住宅・共同住宅（名称がある場合：） その他（）		
判定 (現場実査：年 月 日) ※区記入欄		・助成対象      ・対象外(理由：)		

## 1. 安全対策工事の方法

ア よう壁の新築工事    イ よう壁の築造替え工事    ウ がけ又はよう壁の補強工事

## 2. 相談者と、がけ・よう壁の所有者との関係

ア 相談者は、がけ・よう壁の所有者本人      イ その他（所有者との関係：）

## 3. がけ・よう壁の所有関係

ア 単独所有

イ 共有所有（工事について共有者の合意が      a 有      b 無      c とれる見込み）

ウ 区分所有（工事について他の区分所有者の合意が      a 有      b 無      c とれる見込み）

## 4. 既存よう壁の申請・検査状況、築造年月日

- ・工作物確認通知      ア 有（      年 月 日 No.      ）      イ 無
  - ・工作物検査済証      ア 有（      年 月 日 No.      ）      イ 無
  - ・宅地造成に関する工事の許可通知書      ア 有（      年 月 日 No.      ）      イ 無
  - ・宅地造成に関する工事の検査済証      ア 有（      年 月 日 No.      ）      イ 無
  - ・開発行為許可書      ア 有（      年 月 日 No.      ）      イ 無
  - ・開発行為に関する工事の検査済証      ア 有（      年 月 日 No.      ）      イ 無
- \* 検査済証がない場合は、およその築造年（      年頃      ）

## 5. 既存がけ・よう壁の規模・構造

ア がけ      高さ      m、      総長      m、      角度      約      度

イ よう壁      高さ      m、      総長      m、      構造

## 6. 安全対策工事後のよう壁の規模・構造

- ・工事完了予定      年 月 日 頃
- ・規模      高さ      m、      総長      m
- ・構造      ア 鉄筋コンクリート造（RC）      イ 間知ブロック積造      ウ その他（      ）
- ・補強工事の場合は補強方法：

## 7. 当該がけ・よう壁の、本協議に係る助成と同種の他の助成の交付の有無

・有      ・無

## 8. 通知番号（区から改善通知などを受けている場合）

第      号



（宛先）板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

## がけ・よう壁安全対策工事助成金交付申請書

東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

### 記

1 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 丁目 番 住居表示：東京都板橋区 丁目 番		
2 擁壁の概要	構造 R C造 間知ブロック積造 その他( ) 高さ _____ m 長さ _____ m 工事種別 新築工事 築造替え工事 補強工事 その他( )		
3 設計者	( ) 建築士 ( ) 登録 第 _____ 号 氏名 _____ 建築士事務所名 _____ ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 _____ 号 〒 _____ 所在地 _____ 電 話 _____		
4 工事施工者	氏名 _____ 建設業の許可( ) 第 _____ 号 営業所名 _____ 所在地 _____ 〒 _____ 住 所 _____ 電 話 _____		
5 改善通知等番号	第 _____ 号		
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 軽自動車税の納税状況	納付済み 非所有		
工作物確認済証	不要	要	年 月 日 第 _____ 号
宅造許可通知書	不要	要	年 月 日 第 _____ 号
開発行為許可書	不要	要	年 月 日 第 _____ 号

様

## がけ・よう壁安全対策工事助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づき、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

板橋区長

記

1 申請者の住所・氏名	住所 氏名
2 交付決定番号	第 号
3 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
4 助成金交付額	円
5 その他（交付条件等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全対策工事の施工状況等について、以下の工程時に現場検査等を行うので協議すること。（検査対象工程： ）</li><li>・申請内容を変更する場合は、速やかに変更交付申請を提出すること。</li><li>・近隣に対し、危害防止対策を十分に行い工事すること。</li><li>・助成金交付額は、見積書段階の予定額であり、完了届を受理した後に交付金額を確定する。</li></ul>

この助成金の税法上の取扱いについては、所管の税務署にお尋ねください。

板 第 号  
年 月 日

様

## がけ・よう壁安全対策工事助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づく助成金交付申請については、下記の理由により不交付としたので通知します。

板橋区長

### 記

1 申請者の住所・氏名	住所 氏名
2 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
3 理由	

(宛先)板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

## が け ・ よ う 壁 安 全 対 策 工 事 着 手 届

年 月 日付け 板 第 号で交付決定された東京都板橋区がけ・  
よう壁安全対策工事助成要綱に基づく、安全対策工事に着手しましたので、下記の  
とおり届け出ます。

### 記

1 敷 地 の 位 置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
2 設 計 者	資格 ( )建築士 ( )登録 第 号 氏名 建築士事務所名 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 所在地 電話番号
3 工 事 施 工 者	氏名 建設業の許可 ( )第 号 営業所名 所在地 電話番号
4 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
5 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
6 備 考	

(宛先)板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

### がけ・よう壁安全対策工事助成金変更交付申請書

年 月 日付け 板 第 号による東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づく、助成金の交付決定を受けたがけ・よう壁の変更交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

1 交付決定番号	第 号
2 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
3 設 計 者	( )建築士 ( )登録 第 号 氏名 建築士事務所名 ( )建築士事務所( )知事登録 第 号 〒 所在地 電 話
4 工 事 施 工 者	氏名 建設業の許可( )第 号 営業所名 所在地 〒 住 所 電 話
5 変更の内容	
6 変更の理由	
7 そ の 他	

板 第 号  
年 月 日

様

## がけ・よう壁安全対策工事助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づく変更交付申請については、下記のとおり交付決定したので通知します。

板橋区長

記

1 申請者の住所・氏名	住所 氏名
2 交付決定番号	板 第 号
3 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
4 変更の内容	
5 助成金交付額	円
6 その他 (交付条件等)	(例) ・ 工作物の確認済証を受け、写しを提出すること。 ・ 申請内容を変更する場合は、速やかに変更交付申請を提出すること。 ・ 近隣に対し、危害防止対策を十分に行い工事すること。

この助成金の税法上の取扱いについては、所管の税務署にお尋ねください。

板 第 号  
年 月 日

様

## がけ・よう壁安全対策工事助成金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づく助成金変更交付申請については、下記の理由により不交付としたので通知します。

板橋区長

記

1 申請者の住所・氏名	住所 氏名
2 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
3 理由	

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

### がけ・よう壁安全対策工事取止め願

年 月 日付けで、東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱  
に基づく、がけ・よう壁安全対策工事助成金交付決定を受けた安全対策工事について、  
取止め願を下記のとおり提出します。

#### 記

1 交付決定番号	板 第 号		
2 理 由			
3 そ の 他		受 付 欄	

印欄は記入しないでください



# がけ・よう壁安全対策工事完了届

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所 \_\_\_\_\_

申請者

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり工事を完了したので届出をします。

1 交付決定番号	板 第 号	
2 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区	
3 工事施工者	氏名 建設業の許可( )第 号 営業所名 所在地 〒 住 所 電 話	
4 工事着手日	年 月 日	
5 工事完了日	年 月 日	
6 その他		
7 検査済証等 (必要な場合のみ)	工作物検査済証	年 月 日 第 号
	宅造検査済証	
	開発行為検査済証	

様

板橋区長

### がけ・よう壁安全対策工事助成金の額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった東京都板橋区がけ・よう壁安全対策  
工事助成要綱に基づく助成金について、同要綱第 1 3 条の規定により下記のとおり額の確定  
をしたので、通知します。

#### 記

1 申請者の住所・氏名	住所 氏名
2 交付決定番号	第 号
3 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
4 助成確定金額	円
5 その他	

年 月 日

(宛先)板橋区長

請求者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 ( ) \_\_\_\_\_

### がけ・よう壁安全対策工事助成金交付請求書

年 月 日付け 板 第 号で額の確定通知を受けた助成金  
について下記のとおり請求します。

記

請求金額

金額		百	十	万	千	百	十	円

金額は、アラビア数字を使用し、訂正は認められません。

金額は、初頭に¥の記号を併記してください。

板 第 号  
年 月 日

様

## がけ・よう壁安全対策工事助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 板 第 号による東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づく助成金の交付決定については、下記の理由により取り消したので通知します。

板橋区長

記

< 取消理由 >

板 第 号  
年 月 日

様

### がけ・よう壁安全対策工事助成金返還通知書

年 月 日付けで交付決定を取り消した助成金について東京都板橋区  
がけ・よう壁安全対策工事助成要綱に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

板橋区長

記

1 申請者の住所・氏名	住所 氏名
2 交付決定番号	第 号
3 敷地の位置	地名地番：東京都板橋区 住居表示：東京都板橋区
4 返還請求額	円
5 返還期日	年 月 日
6 返還理由	
7 その他	